

# 浜 松 地 区 協 力 雇 用 主 会 規 約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

- ・本会は『浜松地区協力雇用主会』と称する。
- ＊本規約内では『浜松地区協力雇用主会』を『本会』と略す。
- ・本会の本部事務所は浜松市内に置く。

### 第3条 (支 部)

- ・本会は浜松市内の各行政区に支部を置く。

## 第2章 目 的

### 第4条 (目 的)

- (1)本会は犯罪や非行を犯した者が刑期を全う後に善良な社会の一員となろうとするにあたり、その前歴等の為に社会に受け入れられず定職に就く事が容易でない状況を鑑み、雇用の機会を与え社会への復帰を支援することを目的とする。
  - (2)本会は上記の者を積極的に雇用し、安定した生活環境の構築支援を通して再犯を起させないことで安心安全な地域社会を築き上げることを目的とする。
- ＊本規約内では犯罪や非行歴の刑期を全う反省し善良な社会人の一員として社会復帰を希望する者を『支援対象者』と呼ぶ。
  - ＊本規約内では『浜松地区協力雇用主会』を『会員』と略す。

## 第3章 理 念

### 第5条 (理 念)

- ・本会の会員は本規約第4条の目的達成のため以下の理念を共有し遵守する。
- (1)会員は第4条達成のために善意の篤志家としての心構えを持たなければならない。
- (2)会員は『支援対象者』に対し寛大且つ慈愛の精神で接しなければならない。

## 第4章 心 構 え

### 第6条 (実 践)

- (1)会員は『支援対象者』に対し寛大且つ慈愛の精神で就業を支援し社会復帰への手助けを行う。
- (2)会員は明確且つ合理性を伴う以外の理由をもって『支援対象者』の就業を断わってはならない。
- (3)会員は『支援対象者』が就業し普通の社会生活を始めるに際し困窮または困難な環境解決には積極的支援を行う。
- (4)会員は『支援対象者』の雇用に当たっては各種待遇を一般社員と差別してはならない。
- (5)会員は『支援対象者』の雇用に当たって業務に必要以外の個人情報をも本人の許可なく開示してはならない。
- (6)会員は本会への参画、運営に当たって許可された事項以外の業務及び会員の情報を外部に開示してはならない。

### 第7条 (事 業)

- ・本会は第4条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1)支援対象者の雇用を通して社会復帰を促す事業。
- (2)支援対象者が二度と同じ過ちを起させない様に改善更生を通し安全、安心な地域社会を作る事業。
- (3)静岡県就労支援事業者機構及び保護観察所と連携を図り第4条達成のための推進事業。
- (4)本会の目的を理解し賛同する会員の拡大及び新規事業者登録促進を計る事業。
- (5)本会の目的達成のための情報を会員間で共有し円滑に活動が行える環境を促進する事業。
- (6)本会の目的・理念を啓発する講習会や変化する環境を広報、通達する事業。
- (7)本会の組織、運営基盤を充実させる事業。
- (8)本会の目的の達成や活動を通し社会に貢献できると思われる事業。

### 第8条 (組 織)

- (1)本会は第4条及び第5条に定める目的や理念達成のために必要な部門を置くことが出来る。
- (2)本会は第4条及び第5条に定める目的実現や理念共有のために必要となる団体へ加盟することが出来る。
- (3)本会は第4条及び第5条に定める目的実現や理念共有のために必要となる団体を加盟させることが出来る。

## 第5章 会 員

### 第9条 (入 会)

- (1) 本会に加入に際しては本会の目的・理念を理解し共有したものと見なす。
- (2) 加入には社会に対して欺瞞的あるいは不誠実な活動を行っているとは判断されている個人又は組織は入会できない。

### 第10条 (会 員)

- (1) 会員になろうとする者は本会の目的・理念を理解し賛同しなければならない。
- (2) 会員は静岡県就労支援事業者機構に登録され静岡保護観察所に協力雇用主として登録された事業者とする。
- (3) 会員の事業者だけでなく第4条及び第5条の目的・理念を理解し共有、賛同出来る個人も会員と なることが出来る。
- (4) 本会は前項の会員のほか理事会の決定により相談役、顧問及び賛助会員を置くことが出来る。
- (5) 会員は所定の年度会費を納めなければならない。

### 第11条 (会 費)

- (1) 本会の会費は会計年度毎に指定する期日までに速やかに納入しなければならない。
- (2) 本会に入会したものは納付書受け取り後、速やかに会費を納めなければならない。
- (3) 納められた会費は返還しない。

### 第12条 (会員資格の喪失・除名)

1. 会員は次の理由によりその資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき。
  - (2) 会員が事業を解散、閉鎖、終業したとき。
  - (3) 年度会費を年度内の” 納付指定期日まで” に納めなかったとき。
  - (4) 除名されたとき。
  - (5) 前項4項目により会員の資格を喪失したものは静岡県就労支援事業者登録も抹消される。
2. 除名は次の場合に適用される。
  - (1) 本会の規約に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を著しく傷つけ又は目的に違反する行為が有ったとき。
  - (4) その他除名すべき事由が有ったとき。
  - (5) 除名は理事会に諮り決定する。

### 第13条 (会員資格の制限、停止、再開)

- ・ 会員は次の事由により会員資格、行動を制限・停止する。
  - (1) 会費を年度内の指定期日までに納めず継続及び退会の意思も示さない時は退会処分となる。
  - (2) 本会会員としての資質の問題となるような事象が発生し疑義が生じた時はその疑義が問題を生じない事案であると決定又は明白となるまでは会員の資格、行動は停止又は制限される。
  - (3) 会員資格の制限、停止・再開は理事会にて決定する。

### 第14条 (退 会)

- (1) 会員が退会しようとするときは理由を付して退会届を速やかに会長に提出すること。
- (2) 退会届は原則として理事会の承認をもって決定される。

### 第15条 (会員の復帰)

- (1) 退会により会員資格を喪失した者の再加入は資格喪失翌年度の4月1日より原則3年間認められない。
- (2) 除名により会員資格を喪失した者の再加入は理事会の承認を得なければ認められない。
- (3) 会員の復帰は理事会に諮り決定する。

## 第6章 役員及び事務局

### 第16条 (役 員)

- ・ 本会に次の役員を置く。
  - (1) 理事 10 名まで
  - (2) 監事 2 名まで

#### 第17条 (役員, 名誉役員の選任)

- (1) 理事及び監事は本理事会の推薦を経て総会にて選任する。
- (2) 会長、副会長、会計、監事は理事会の互選、推薦により決定する。
- (3) 顧問、相談役は理事会に諮り会長推薦により決定する。
- (4) 各役員の数には会長1名、副会長2名、会計2名、監事2名、顧問、相談役他は若干名とする。
- (5) 各行政区の支部長は理事会にて選任する。

#### 第18条 (役員の仕事)

- ・ 役員の仕事は以下とする。
  - (1) 会長はこの会を統括し、また代表する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠けたる時は予め会長が指名した順序でその仕事を代理し執行する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠けたる時は副会長がその仕事を代理し執行する。
  - (3) 理事は理事会を組織し、この規約に定めることのほか総会の権限する以外の事項を議決し執行する。
  - (4) 監事は理事会、総会に出席し本会の業務及び会計を監査する。
  - (5) 顧問、相談役は理事会が委嘱した特別事項の処理及び理事会への参考意見の具申を行う。

#### 第19条 (役員の仕事)

- (1) 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。
- (2) 欠員により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- (3) 補欠又は増員により選任された役員の仕事は前任者又は現任者の残任期間とする。
- (4) 退任者は後任者が着任するまでその仕事を継続し引き渡す。
- (5) 役員の仕事の都合により辞任する場合は理事会の承認を得なければならない。

#### 第20条 (事務局)

- ・ 会長はこの会の業務を執行、処理するため必要な事務局を置く。
  - (1) 事務局は理事会の承認を経て会長が任命する。
  - (2) 本会の事務局は『静岡県浜松市中区元魚町150番地』に置く。
  - (3) 事務局は会長が統括する。

#### 第21条 (役員の仕事)

- ・ 役員は次の各号に該当するときは理事会の3分の2以上の同意により解任することが出来る。
  - (1) 心身の損耗、故障により仕事が遂行できないとき。
  - (2) 規約上及び本会の目的を遂行する役員として相応しくない行為が認められるとき。

### 第7章 会議・総会

#### 第22条 (理事会)

- (1) 理事会は必要に応じて開催する。
- (2) 理事会は会長が招集又は理事の3分の2以上の要望により召集され会長はその議長になる。
- (3) 理事会の議決事項は本規約で定めるもののほか次の事項として、出席理事の過半数で決するものとする。
- (4) 理事会の議事が可否同数の場合は議長の決するところにより決定する。
- (5) 理事会は総会に提出する議案を審議する。
- (6) 理事会はその他、業務の執行に関する事項を審議する。
- (7) 理事会は総会に諮る以外の業務の執行に関する事項を決定する。

#### 第23条 (総会の構成)

- ・ 総会は会員資格を制限、停止されない会員をもって構成される。

#### 第24条 (総会)

- (1) 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- (2) 通常総会は年1回開催し臨時総会は会長又は理事の3分の2以上が必要と認めた時、開催することができる。
- (3) 総会の議長は会長が指名する。

第25条 (総会の議決事項)

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び決算報告についての事項
- (3) 規約の改正及び変更についての事項
- (4) 理事、役員を選任についての事項
- (5) その他、理事会において必要と認める事項

第26条 (総会の定足数・議決)

- (1) 総会は第7条1項に記された会員で構成され登録者数の2分の1以上が出席しなければ議決は出来ない。
- (2) 総会欠席者は委任状をもって出席とみなす。
- (3) 総会の議決事項は第22条の5項目とし出席会員の過半数で決するものとする。
- (4) 総会の議事が可否同数の場合は議長の決するところにより決定する。

第27条 (議決の通知)

- ・ 総会の議事及び議決事項は会員に通知する。

第28条 (議事録及び会計報告)

- (1) 総会の議事録は議長が指名した書記が作成し併せて議長が推薦した議事録署名人2名が議事録を確認の上署名し保存する。
- (2) 会計の監査報告は監事が行い内容を精査照合し適正運用を確認ののち署名捺印を行いい総会で報告する。

第8章 活動年度・会計年度

第29条 (事業年度)

- (1) 本会の活動年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終結する。
- (2) 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終結する。

第9章 会費・収入

- (1) 本会の収入は会員の会費でもって充てる。
- (2) 本会の運営に必要な経費は会費及び浜松市保護区保護司会連絡協議会・静岡県就労支援事業者機構からの助成金を持って充てる。

第30条 (会費・収入)

- (1) 年会費 金10,000円
- (2) 特別会費 研修会等、事業に必要な会費をその都度徴収出来る事とする。

第10章 慶弔規定

第31条 (慶弔規定)

- ・ 会員の慶弔金は次の通りとする。
  - (1) 見舞金本人 金 5,000円 (1年に1回を限度とする)
  - (2) 香典 本人 金10,000円

- 附則
1. この規約は平成元年9月21日施行。
  2. 平成5年5月22日改正施行。
  3. 平成22年6月18日改正施行。
  4. 平成30年6月16日改正施行。
  5. 本規約は令和元年6月22日から施行する。
  6. 本規約は令和2年6月19日から施行する。
  7. 本規約は令和4年6月17日から施行する。